

経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令案等に対する意見公募要領

令和 8 年 7 月 2 4 日
経 済 産 業 省
大臣官房調査統計グループ
鉱 工 業 動 態 統 計 室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

経済産業省では、我が国鉱工業の生産活動の実態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、「経済産業省生産動態統計調査」を毎月実施しております。

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）に規定される基幹統計として総務大臣の指定を受けているものです。

この度、令和9年1月分調査からの調査票改正について、本年3月に総務大臣に対して、本調査計画の変更申請を行い、統計委員会への諮問・答申を経て、承認されました。

これに伴い、経済産業省生産動態統計調査規則の所要の改正を行うとともに、改正する調査票様式の告示を行うものです。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見を募集いたします。

2. 意見公募の対象

経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令案等

※上記に係る内容は以下のとおり。

(1) 経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令案

(2) 経済産業省生産動態調査票の様式の一部を改正する告示案

(参考) 現行規則、別表新旧対照表、調査票新旧対照表、調査品目新旧対照表

【概要】経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令案等について

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室

(東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館8階東807)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年7月24日（金）～令和8年8月24日（月）

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下の住所宛にお送りください。

住所：〒100-8902
東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室
パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下のメールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス：bzl-choto-kokogyo@meti.go.jp

（電子メールの件名を「経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令案等に対する意見」としてください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見に対して個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

また、いただいた意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令案等」に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）	